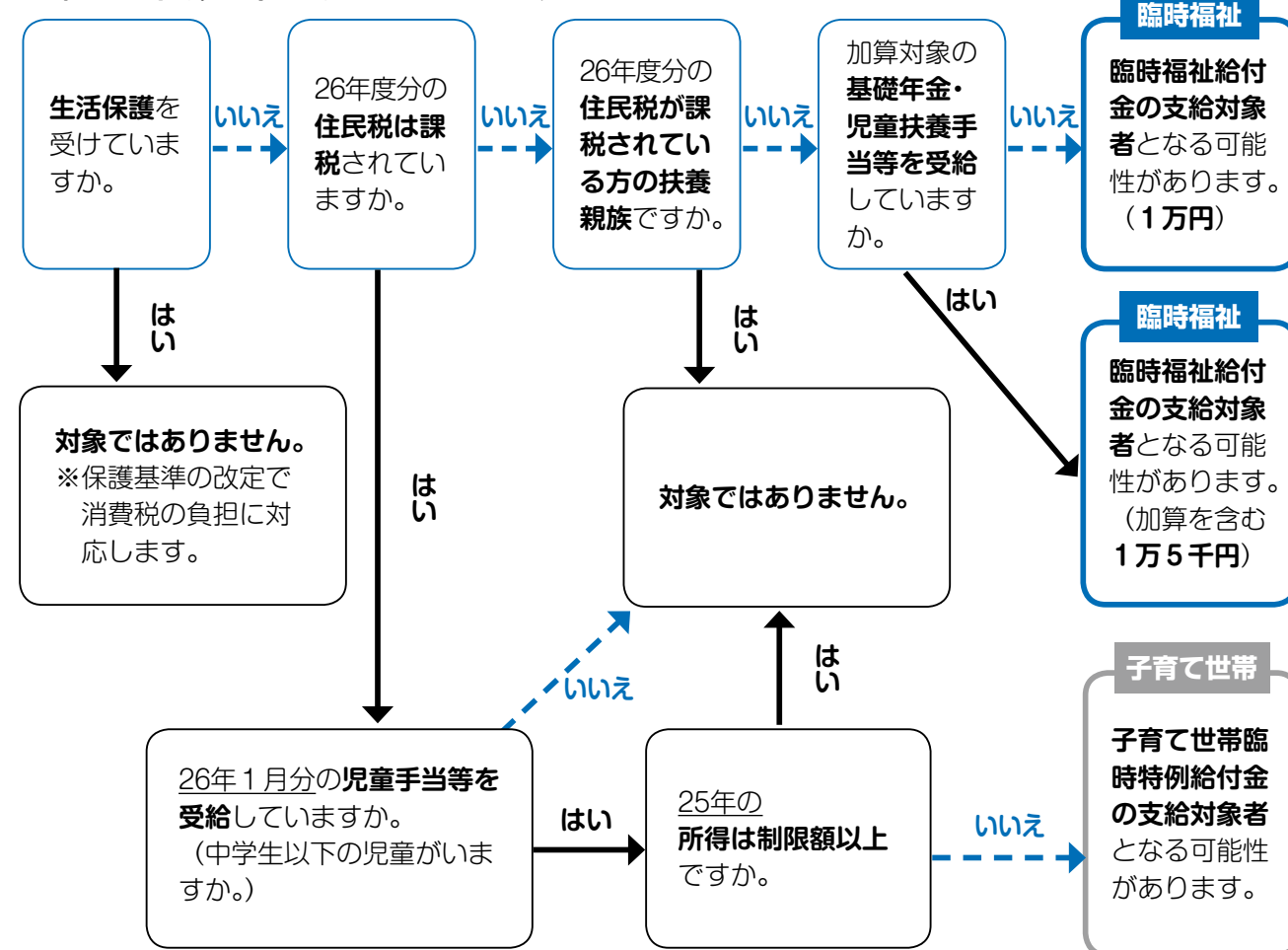


対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は南国市役所または厚生労働省までお問い合わせください。

■申請書について

給付対象者と思われる方には、6月下旬から7月初旬にかけて、申請関係書類をお送りします。

■申請方法に関するお問い合わせ

南国市役所 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 窓口

平成26年6月23日(月)開設

(☎088-880-6580)

■制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル (☎0570-037-192) みな いいきゅうふ

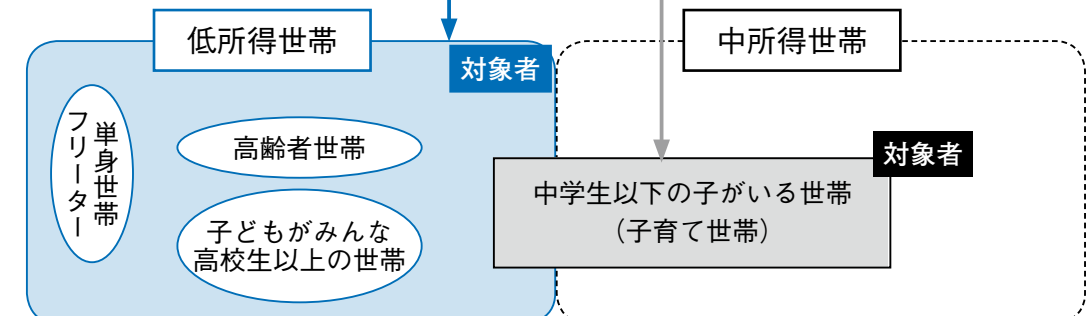
お知らせします 2つの給付金

臨時福祉 給付金

所得の低い方の負担を緩和します

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

〈イメージ〉



子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

●「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

○平成26年4月から消費税率は8%になりました。

○引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使われます。

この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。